

平成 31 年度 第 1 回

愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 31 年 4 月 26 日 (金) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 14 名 欠席委員 0 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	7	太田 憲男		8	土居 尚行	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	高平 幸和		推進委員	山本 哲也	
	推進委員	佐藤 恵子				
	事務局長	吉村 克己				
会議の内容	<p>議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第 2 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p> <p>議案第 3 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について</p> <p>議案第 4 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)・平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について</p>					

平成 31 年度第 1 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 31 年度愛南町農業委員会第 1 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、7 番、太田 憲男委員と 8 番、土居 尚行委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	はじめに、議案の訂正を 2 か所、お願い致します。会議日程 3、議事審議(1) 議案第 1 号 農地法第 5 条を農地法第 5 条第 1 項に訂正をお願い致します。受付番号 2 番、貸付人の職業が医師となっておりますが、会社員に訂正をお願い致します。 議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号 1 番、城辺甲 464 番 1、地目・面積は田・260 m ² でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。 受付番号 2 番、増田 3471 番 1、地目・面積は畑・2,542 m ² のうち 1,071 m ² でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。 受付番号 3 番は、取下げ願が提出されましたため、欠番としております。 受付番号 4 番、増田 5408 番 1、地目・面積は田・917 m ² でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。

	<p>受付番号 5 番、増田 3057 番 1、地目・面積は畑・1,561 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 6 番、増田 5414 番外 1 筆、地目・面積は田・1,225 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 7 番、広見 2407 番 1、地目・面積は田・925 m²でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち既存の施設の拡張に該当するため許可は可能と思われま。</p> <p>以上 6 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>
委員	<p>所有権の移転に伴う転用です。譲受人は、2 年程前からスーパーの近くでネイルサロンを経営されておまして、車で来るお客さんの関係で駐車場が欲しいということで、お店の隣にある農地を転用したいということで、持ち主との話し合いが進んでおります。現在田んぼとして使っております。農地として使えるのですが、今回の希望がありました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に 2 番お願い致します。</p>

委員	<p>2 番ですが、場所は、増田のゴルフの打ちっぱなしの下の方になります。申請地は荒廃農地になってから、10 年、20 年以上たっている農地です。</p> <p>6 番までを説明します。</p> <p>4 番と6 番ですが、同じ貸付人です。〇〇建設の建物のちょうど裏の用地です。10 年以上草は刈ってありますが、作物は植えていない農地です。</p> <p>5 番ですが、場所は八人組に向かって行く中組の集落の手前になる所です。ここは、20 年くらい前までは、牛の飼料を植えたりしていたのですが、それ以来作をしていない荒廃した農地になっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。まず 2 番ですが、どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>〇〇さんとかか？</p>
委員	<p>下の小さい建物が、〇〇さんの昔の家。</p>
委員	<p>息子さん？</p>
事務局	<p>そうです。昔は公務員でしたが、今は、会社員です。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、4 番と 6 番は、隣接していますので、一緒にご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>家と隣り合わせだが、ちゃんとしているのか？</p>
事務局	<p>住宅が近いのとマンションもありますので、環境衛生課に承諾の確認をしています。環境衛生課は、農業委員会が通りましたら許可を出すというかたちで</p>

	<p>すので、そういうことも踏まえて、今回上げております。</p>
委員	<p>新聞で、買い取り価格が将来的に 8 円になるという記事がありましたが、今回の申請でいけるのか。出した後で、取消とかならないか。何か情報はないですか。</p>
事務局	<p>8 円というのは、不確定なところだろうと思っています。環境衛生課としたら、申請時の単価で動いているということで、費用対効果は表れるということで、申請が来ているのだろうと。取下げというところは申請者に確認はしております。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>5 番、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>7 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、広見のお寺の西手になる所です。現在土が盛られた状態で、少し前からこの状態です。登記が遅れていたということで、今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 2 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番は再設定で、僧都 1450 番 1、地目・面積は田・710 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 2 番は再設定で、僧都 1454 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,119 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 3 番は再設定で、緑甲 165 番 1、地目・面積は田・2,179 m²、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 4 番は再設定で、緑乙 697 番、地目・面積は田・1,278 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 5 番は再設定で、緑乙 3468 番外 1 筆、地目・面積は田・2,399 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 6 番は再設定で、城辺甲 2365 番 2、地目・面積は田・811 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 7 番は再設定で、城辺甲 2570 番 1、地目・面積は田・622 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 8 番は再設定で、城辺甲 2561 番、地目・面積は田・1,181 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 9 番は再設定で、城辺甲 2563 番、地目・面積は田・404 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 10 番は再設定で、広見 688 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・778 m²、畑・955 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 11 番は再設定で、広見 1561 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・5,527 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 12 番は再設定で、広見 1565 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・4,612 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p>

受付番号 13 番は再設定で、広見 3142 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・4,344 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 14 番は再設定で、広見 3150 番 1 外 6 筆、地目・面積は田・4,385 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 15 番は再設定で、広見 3254 番、地目・面積は田・778 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 16 番は新規で、御荘和口 2316 番 2、地目・面積は田・56 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 3 年 11 か月でございます。なお、隣接しております御荘和口 2316 番 1 は、平成 30 年 2 月 28 日賃貸借の設定をしております。今回、追加で使用貸借としています。

受付番号 17 番は新規で、上大道 1197 番 1、地目・面積は田・499 m²、使用貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 18 番は新規で、御荘平城 5329 番 1、地目・面積は田・1,309 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 19 番は新規で、御荘長月 120 番外 2 筆、地目・面積は田・2,605 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 20 番は新規で、御荘長月 939 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・1,512 m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は 10 年でございます。

受付番号 21 番は新規で、御荘長月 267 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・9,793 m²、賃貸借で生産物は水稲・飼料米、期間は 10 年でございます。

受付番号 22 番は新規で、緑乙 171 番、地目・面積は田・337 m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は 10 年でございます。

受付番号 23 番は新規で、御荘長月 917 番 1 外 6 筆、地目・面積は田・5,721 m²、賃貸借で生産物は水稲・飼料米、期間は 10 年でございます。

受付番号 24 番は新規で、御荘長月 898 番 1、地目・面積は田・493 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 25 番は新規で、御荘長月 843 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・3,924 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 26 番は新規で、御荘長月 3417 番 1、地目・面積は田・2,006 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 27 番は新規で、御荘長月 3583 番、地目・面積は田・1,295 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 28 番は新規で、緑乙 173 番、地目・面積は田・729 m²、賃貸借で生産物は飼料米、期間は 10 年でございます。

受付番号 29 番は新規で、御荘長月 892 番 1、地目・面積は田・1,115 m²、

	<p>賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 30 番は新規で、増田 259 番、地目・面積は田・1,803 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 31 番は新規で、城辺甲 5412 番外 3 筆、地目・面積は畑・6,196 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 30 年でございます。</p> <p>受付番号 32 番は新規で、城辺甲 5414 番外 1 筆、地目・面積は田・2,145 m²のうち 903 m²、畑・366 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 30 年でございます。なお、貸付面積は、城辺甲 5431 番につきまして、面積 2,145 m²のうち 903 m²が対象面積となっております。対象区域につきましては、お手許の図面の網掛け部分をご覧ください。</p> <p>受付番号 33 番は新規で、御荘平城 4231 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,059 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 34 番は新規で、御荘平城 4240 番 1、地目・面積は田・891 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 35 番は新規で、御荘平城 4237 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,955 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 36 番は新規で、御荘和口 191 番外 4 筆、地目・面積は田・3,623 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 37 番は新規で、城辺甲 2343 番外 5 筆、地目・面積は田・6,607 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>以上 37 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。4 番は孝野委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p>
委員	<p>(孝野委員退室)</p>
議長(会長)	<p>4 番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	4番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
委員	(孝野委員入室)
議長(会長)	続いて8・9番は和喜田委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。
委員	(和喜田委員退室)
議長(会長)	8・9番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	8・9番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
委員	(和喜田委員入室)
議長(会長)	その他について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありませんか。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。 次に議案第3号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、ご説明させていただきます。ご承知のとおり、

	<p>農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積 50a につきまして、一定条件を満たす区域においては、農業委員会がこれに代わるべき別段の面積を設定できることとなっておりますので、下記のとおり提案するものでございます。内容につきましては、昨年度と同様であります。旧南内海村、旧東外海村、旧西海町の範囲が 30a、旧内海村の範囲が 40aとしております。以前から、もっと低い面積に設定してはどうかというご意見をいただいたこともありますが、事務局としましては、近隣市町の状況や、住民からの問い合わせ件数等を参考に検討いたしました結果、限りある大切な農地の保全という観点から、やはりある程度のハードルを設けておくことが必要かと判断しまして、昨年と同様の下限面積とさせて頂いております。ただ、近年、空き家バンクに注目が集まっておりますことから、他の市町村ではIターン、Uターンの方の移住や定住に着目した農地付きの空き家も増えてきている所です。愛南町におきましても、今後農地付きの空き家バンクが登録されることが予想されます。この場合、今回設定します 30aや 40a の下限面積とは別に、一定の条件を満たせば番地指定により 1 筆ごとの設定も可能であります。今後、このようなケースが出てきた際には、その都度ご検討いただければと思います。以上長くなりましたが、説明とさせていただきます。ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>近隣市町村と言いながら、内子・大洲・鬼北は 30aにしとるんよな。落とすとる。大洲は、愛南町よりも、はるかに農業地帯であるし。空き家バンクに付属した農地なら 1aというのを、大洲や鬼北、宇和島でも設定しとる。それは今後要求により応じないといけんと思う。他のところが 30aや 40aに落とすとる理由として、その町村の平均の耕作面積をとるとる。愛南町の場合、平均の耕作面積は、どのくらいなのか。</p>
事務局	<p>不勉強で、現在お答えすることは難しい。正直、今回利用権設定等につきましても、青年農業者を考えております。今、親元就農というのが多くみられるところなのですが、新規で農地を購入してやろうとする方向がなかなか見えてこないところもあります。今までどおり、少し負荷をかけるというかたちで。また、農地を買われて転用するということも多くみられる可能性もありますので、事務局としては 50aと考えております。</p>

委員	<p>正直言うと、農地の貰い手もないような状態になってきている。タダでもいらんと。笑い話だけど、それが現実となってきた。50aというのが40なり30aに下がってくると、農地でも買って定年後でも農業をしてみるかという人ができるのではないかと。少しでも、荒廃農地になる歯止めにもなるのではないかと。ハードルを下げること。50aで置いとくから優良農地が守れるということはないとおもうけどな。</p>
委員	<p>下限を30aと考えると、内海はどうなる？</p>
事務局	<p>下げるかどうか見直ししないと。今、事務局のほうの議案として50aを出している。また、皆さんのご意見の中でというのは、事務局としては持っておるのですが、事務局の説明は、さきほどのとおりです。</p>
委員	<p>私の意見は、町全体30aでいいのではないかと。</p>
事務局	<p>今回議案として50aで事務局は提出をしております。今回皆さんの意見を出していただいて、30aでいいのではないかとまとまれば、次の農業委員会に提出というかたちにすることは可能かと思えます。</p>
委員	<p>正直、根拠と言われると、ないのよ。30aで守れるか、50aで守れるかという根拠は。一人でも農地を求めやすくなればいいのではないかと。</p>
事務局	<p>もう一度、平均耕作面積を見て、次の農業委員会にかけると。</p>
委員	<p>この場でぱっと決めるのはどうかと思うが。</p>
事務局	<p>事務局からの提案ですが、先ほどの委員さんの意見を、良ければ今年一年を経過として見させていただきたい。そして、今年度3月に、平均耕作面積や申し入れや、意見があるということ一年様子を見て、3月に協議をさせていただいたらと思います。</p>
委員	<p>今は、土地を買うよりも、借りる方がいいという傾向がある。一年検討するのもいいとは思いますが。</p>
事務局	<p>県や農協、新規の農家さんにもお諮りをしてすすめさせて頂いたら、ありが</p>

	たいと思います。
委員	その検討する一年というのが、去年の一年ではなかったか？
事務局	今年度は、議案としてあげる前に、3月に皆さんで協議をしたいと思います。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第4号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第4号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。</p> <p>すでにお目通しのことと存じますので、簡潔に説明をさせていただきます。</p> <p>お手許の資料「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。</p> <p>まず平成31年3月1日現在の、農業委員会の状況ですが、1の農業の概要では、愛南町の各種農地の面積、農家戸数や、就農者、認定農業者数等を記載しております。2の農業委員会の現在の体制では、旧制度・新制度それぞれの体制としまして、各項目ごとの農業委員数を記載しております。</p> <p>次のページは、担い手への農地の利用集積・集約化に関する項目です。そのうち、2の平成30年度の目標及び実績につきまして、集積目標の320haに対しまして、実績が293haということで、目標には届きませんでした。年々、農家さんの高齢化が進んでおりますことが原因と考えられます。今後につきましては、特に優良農地を中心に地域の担い手への集積が進むよう、委員さん方々のご協力をお願いいたします。</p> <p>次のページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に関する項目</p>

です。そのうち、2の平成30年度の目標及び実績につきまして、参入目標の4経営体に対しまして、実績が0経営体ということで、こちらも目標には達しませんでした。また、新規就農にあたりまして、おそらく収入面が一番のネックであろうかと考えられますので、今後とも、農林課の各種補助金・給付金事業の担当者や関係機関と連携して周知活動を図っていきたいと考えております。

次のページは、遊休農地に関する措置に関する評価です。そのうち、2の平成30年度の目標及び実績につきまして、解消目標の0.5haに対しまして、実績が4haということで、全て解消しております。この項目は、去年の夏に、各委員さん方にご協力をいただきました農地パトロールでの調査結果に基づくものです。

次のページは、違反転用への適正な対応についてです。このうち、2の平成30年度の実績につきまして、違反転用面積は3.36haと、年度当初の面積からの増減はございません。違反転用につきましては、農地法の規定を知らずに転用してしまったケースが多く、今後も継続して町のホームページや広報紙で周知活動を行いたいと考えております。

次のページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1の農地法第3条に基づく許可事務は、昨年度、愛南町農業委員会で審議しました16件の3条申請に関する項目です。2の農地転用に関する事務は、同じく昨年度審議しました30件の4条5条申請に関する項目です。次のページ、3の農地所有適格法人からの報告への対応は、農地法の規定に基づく農業生産法人報告書の提出状況に関する項目です。4の情報の提供等は、農業委員会による農地関連情報の提供に関する項目です。次のページ、7、8は割愛させていただきます。

次に、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

まず、農業委員会の状況につきましては、先ほど、30年度の際にご説明しましたので、割愛させていただきます。

次のページ、担い手への農地の利用集積・集約化につきまして、31年度の集積目標を、新規集積面積30haを含めて320haに設定しております。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきまして、31年度の目標を、2経営体で2haと設定しております。

次のページ、遊休農地に関する農地につきましては、31年度の目標解消面積は、30年度に全て解消致しましたので、これを維持、継続いたしたいと設定しております。

最後に、違反転用への適正な対応といたしまして、現在把握しております違反転用面積が3.36haとなっております。今後とも啓発活動や農地パトロー

	<p>ル等により違反転用の発生防止に努めたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

太田 憲男

議事録署名人

土居 尚行